

## 生活心得（一般的には「校則」「生徒指導基準」と呼ばれるもの）の掲載にあたって

生徒の自立を目的とした「生活心得」をもと、生徒の将来のために情熱を傾けて指導をしています。本年度（令和4年度）より「校則撤廃」を目標とした課題に取り組み、現在のところ検討中です。「不易と流行」の意味を再確認し、本校の理想の生徒として育てていくための揺るがないルールへの理解を求めつつ、教員自身が説明できないルールについては完全に撤廃する方向で動き始めています。その過渡期であることを充分にご理解いただき、本校の生活心得に触れていただければ幸いです。詳細については、「生活心得施行細則」に基づいて運用しています。入学説明会やオープンハイスクール、入学時の保護者説明会、中学校訪問等で説明させていただいていますが、不明な点がございましたら、いつでもご連絡ください。

## 兵庫県立姫路別所高等学校「生活心得」

### はじめに

本校の生活心得は、社会通念上の必要性と合理性に基づいて構成されています。

集団での高校生活では、ルール（規則や規範意識）やマナー（他人に不快感を持たせない）、そしてTPO（Time=時間 Place=場所 Occasion=場面）を意識し、「共生の心（相手の立場に立って考え、行動する）」を育むことを目的とし、「自分の生きるべきカタチ」を作り上げることを目標としています。

### 第1章 本校での生活について

1 生活の基本事項について（運用方法については、生活心得施行細則に準じる）

- （1）生徒証は身分証明として常に携帯する。
- （2）時程は以下の通りである。

	平常時	短縮時	考查時
予鈴	8:30	8:30	8:30
SHR	8:35～8:45	8:35～8:45	8:35～8:45
1校時	8:50～9:40	8:50～9:35	8:50～9:40
2校時	9:50～10:40	9:45～10:30	9:55～10:45
3校時	10:50～11:40	10:40～11:25	11:00～11:50
4校時	11:50～12:40	11:35～12:20	
昼休み	12:40～13:20	12:40～13:00	
予鈴	13:20	13:00	
5校時	13:25～14:15	13:05～13:50	
6校時	14:25～15:15	14:00～14:45	
全校集会		14:55～15:15	
SHR	15:15～15:20	15:15～15:20	

- （3）下校時間は以下の通りとする（夏・冬時間を設けないが、冬季は各部活動で早目に下校できるように配慮する）

期間	平常時	考查期間中
原則	17時30分	すぐに下校
部活動終了時間	18時30分	13時30分
完全下校・昇降口施錠	19時00分	14時00分

- 定期考查1週間前並びに考查期間中は原則として部活動を禁止するが、公式試合の直前であれば、生徒と保護者の了解のもとで学校の許可を得て実施することができる。
- 定期考查1週間前は平常時の時間帯で練習時間は1時間以内、考查期間中は13:30までの練習を許可する。顧問の責任において、練習終了後は30分以内に完全下校する。

- (4) 学校へ電話連絡ができる時間帯は以下の通りに定めている
  - ア 平日は7時40分から18時までとする。
  - イ 土・日・祝日並びに学校閉庁日は、電話を受けることができない。
  - ウ 緊急の場合は、学校専用の携帯電話へ連絡する。
- (5) 家庭における夜間外出は21時までとする（それ以降は補導対象）。
- (6) 青少年愛護条例によって禁止されている高校生として好ましくない飲食店・興業場（パチンコ店など）へは立ち入らない。
- (7) アルバイトは原則禁止する。特別の事情によりアルバイトに従事したい場合は、保護者と相談し、本人・保護者・学年主任・担任の四者面談の上で、従事の可否について検討する。許可を受けたら、アルバイト従事許可申請書を生徒指導部へ提出する。
- (8) 校内でのスマートフォンの使用は原則禁止とする。ただし、以下の場合については使用を許可する。なお、緊急の連絡が必要な場合は、担当教員に申し出て、指示に従う。
  - ア 8時30分の予鈴まではHR教室内、平時の昼休み開始から予鈴までの間はHR教室内並びに食堂及びグラウンド側テラス、「憩」の場所。
  - イ 授業担当者・部活動顧問が使用を許可した場合。

## 2 通学方法について

- (1) 徒歩通学（道路交通法に準じる）
- (2) 自転車通学（道路交通法に準じる）
  - ア 自転車で通学を希望する生徒は、許可を受けて自転車通学することができる。
  - イ 自宅から学校が遠い場合は、最寄りの駅の駐輪場で契約の上、「ひめじ別所駅」等からの自転車通学も認める。
  - ウ 自転車通学の許可にあたっては次の条件をつける。
    - (ア) 自転車は整備されているもの（荷台・ライト・ブレーキ・両立スタンド・レインコート並びに自転車保険加入）とする。
    - (イ) 「電動アシスト自転車」「マウンテンバイク」「ロードバイク」等の自転車の使用をヘルメット着用の上で認める。
    - (ウ) 自転車で登下校する生徒は、レインコート（本校指定のものはない）を常に携帯しておく。
    - (エ) 自転車は指定された場所に置き、必ず鍵をかける。
    - (オ) 自転車に関する注意事項を遵守できない場合、自転車通学の許可を取り消すことがある。
- (3) 単車・乗用車について
  - ア タクシー・単車および乗用車による登下校は禁止する。原則として保護者等による送迎も禁止する。特別な理由がある場合は、あらかじめ担当教員に申し出て生徒指導部の許可を受ける。
  - イ 交通事故や違反があった場合は速やかに担当教員へ届け出る。

## 3 禁止事項（懲戒は学則に基づき、特別指導の指導手順は生活心得施行細則に準じる）

- (1) いじめ行為
- (2) 情報モラル違反、授業中のスマートフォン使用
- (3) 暴力・暴言・喫煙・飲酒・万引き・その他、法に抵触する行為。
- (4) 金銭の強要・強奪または横領行為。
- (5) 職員に対する侮辱または暴力行為。
- (6) 校舎・校具の破壊行為。
- (7) 考査（小テスト）時の不正行為およびこれを補助する行為。
- (8) 校舎内外の秩序を乱す行為。
- (9) 諸届等の手続きを怠ること。
- (10) 風紀を乱す行為。
- (11) その他、人としてあるまじき行為。

## 第2章 諸活動について

### 1 部活動に関すること

- (1) 部活動は以下の通りとする。
  - ア 運動部（10団体）
    - ・・・ 硬式野球・サッカー・陸上競技・バレーボール（女子のみ）・バスケットボール
    - ・・・ バドミントン・卓球・剣道・硬式テニス・弓道

イ 文化部（9団体）

・・・吹奏楽・伝統文化・美術・写真・放送・軽音楽・書道・コンピュータ・ボランティア

(2) 部活動の運営方法については、「部活動に関する規定」に準じる。

2 諸手続きに関すること

(1) 本人または家族に変動があった場合は、速やかに担当教員に届け出る。

(2) 欠席・遅刻する際には、保護者が事前に学校へ連絡する。

(3) 各種様式の使途については以下の通りである。

該当項目	様式名	備考
遅刻入室(登校時・授業時)	遅刻届 (入室許可証)	職員室前に常置している様式に必要事項を記入し、担当教員のサインを受け取る。
早退	早退届	
外出	外出許可届	
保健室利用	保健室利用カード	
部活動入退部	部活動入部届・退部届	部活動顧問へ提出
部活動合宿実施	合宿許可願	部活動顧問が提出
部活動等公認欠席	公認欠席届	部活動等責任顧問が提出
同好会設立	同好会設立申請書	規程に従うこと
施設設備・物品破損	破損届	担任へ提出
所有物品紛失・盗難	紛失・盗難届	
物品追加購入希望	学校用品の追加購入用	
自転車通学希望	自転車通学許可願	
通行禁止区域から通学	通行禁止区域通行許可願	
ケガ等での送迎希望するとき	自動車送迎およびタクシー通学許可願	
平常時、制服以外の服装を希望	異装許可願 (異装届)	
アルバイト従事希望	アルバイト従事許可申請書	
自動車学校入校希望	自動車学校入校許可申請書(入校届)	
学校感染症罹患時	学校感染症証明書	
遠隔地への旅行	生徒旅行届 (及び学割証交付願)	

**第3章 服装について** (詳細は生活心得施行細則に準じる)

1 基本的な考え方

本校の制服は平成23年度より現行のスタイルに変更した。「株式会社 明石スクールユニフォームカンパニー」並びに生徒・教職員・PTAの企画により、一部のマイナーチェンジをおこなって現在に至る。制服制作時のコンセプトを最大限に重視し、「誇りをもって、制服を着こなす」ことを目標とする。令和4年7月から「カジュアルWEEK」「カジュアルFRIDAY」並びに令和4年12月から「カジュアルHOLIDAY」での「私服登校」の実施により、学校のカラーを表す制服を着こなす意識を高める。また、式典等の行事においては「FORMALDAY」として制服を着用する

2 更衣の移行期間について

移行期間は設けず、生徒自身で体調等を自己判断し、冬服・夏服・合服を誇りをもって着こなす。

3 「カジュアルWEEK」「カジュアルFRIDAY」並びに「カジュアルHOLIDAY」の基準は、質問に対する「Q&A」で対応する。

#### 4 服装及び携行品について

##### (1) 服装及び携行品一覧

冬服	制服	上 着	○本校指定のブレザー(紺/シングル/2つボタン)
		ズ ボ ン	○本校指定(紺/ワンタック/裾シングル)
		ス カ ー ト	○本校指定(紺×ストライプ柄/デザインプリーツ/飾りベルト/校名イニシャル刺繍)
		長 袖 シ ャ ツ 長 袖 ブ ラ ウ ス	○本校指定(サックス/左衿に学年色で校名イニシャル刺繍)
		ネ ク タ イ	○本校指定(ワンタッチ式)
	防寒服	セ ー タ ー	○本校指定(紺/左胸に校名イニシャル刺繍、気候に応じて、防寒用としてジャケットの下に着脱可。)
		コ ー ト	○本校指定(黒・紺・グレー)
夏服	制服	半 袖 シ ャ ツ	○本校指定(サックス/左胸に学年色で校名イニシャル刺繍)
		ズ ボ ン	○本校指定(紺/ワンタック/裾シングル)
		ス カ ー ト	○本校指定(紺×ストライプ柄/デザインプリーツ/飾りベルト/校名イニシャル刺繍)
		ネ ク タ イ	不要
合服	制服	長 袖 シ ャ ツ 長 袖 ブ ラ ウ ス	○本校指定(冬服で用いる長袖シャツ)
		ズ ボ ン	○本校指定(冬、夏いずれのズボンでも可)
		ス カ ー ト	○本校指定(冬、夏いずれのスカートも可)
		ネ ク タ イ	○本校指定(冬用で用いるネクタイ)
	防寒服	セ ー タ ー	○本校指定(冬防寒で用いるセーター。気候に応じて、着脱可。)
携行品	ベルト	○各自購入(黒・紺・茶。必ず着用する。派手なバックルで無いもの)	
	ソックス	○各自購入(白・黒・濃紺の無地)	
	タイツ	○各自購入(防寒着として着用可)	
	靴	○各自購入(白色基調の運動靴または、黒色のローファー)	
	通学鞆	○各自購入(ジップ付で口が閉まるもの。デイパック(リュック)は可。紙袋などの手提げ袋風のもの不可とする。)	

##### (2) 制服の着こなし並びに頭髮について

ア 社会人としてのマナーやTPOを重視し、姫路別所高生として相応しい姿を目指す。

イ ルールに頼らない自立を目指す。

#### **第4章 段階指導について**

- 1 自転車走行に関する4段階の段階的指導（詳細は生活心得施行細則に準じる）
- 2 スマートフォン・携帯電話に関する4段階の段階的指導（詳細は生活心得施行細則に準じる）
- 3 イエローカードを用いた15段階の段階的指導（詳細は生活心得施行細則に準じる）

#### **第5章 特別な日程での指導について**

- 1 考査期間中のスマートフォンの取扱について（詳細は生活心得施行細則に準じる）
- 2 修学旅行や校外学習時でのスマートフォンの取扱について
  - (1) 生徒指導部並びに当該学年と協議した上で決定する。
- 3 交流体育祭や交流文化祭でのスマートフォンの取扱について
  - (1) 生徒指導部並びに当該学年と協議した上で決定する。

#### **第6章 アルバイト従事について**（詳細は生活心得施行細則に準じる）

- 1 従事許可申請  
アルバイト従事を希望する場合は、先ず生徒・保護者が担任に申し出て、当人の経済状況等を確認後、学年主任を通じて生徒指導部に申請し、学校長の許可を得なければならない。
- 2 申請の方法  
申請は、本校指定の「アルバイト従事許可申請書」で申請する。

#### **第7章 運転免許の取得について**（詳細は生活心得施行細則に準じる）

- 1 運転免許証取得について
  - (1) 自動車学校への入校は2月1日以降とする。ただし、就職が内定しており、就職先企業から免許取得を求める文書依頼がある場合については、2学期末考査終了以降の入校を認める。
  - (2) 免許取得は卒業式以降とする。
- 2 免許取得後の心得  
3月31日までは本校在学者であることをわきまえ、交通安全を心がけて、絶対に事故がないようにする。